

より円滑な資金繰りをサポートします！

～平成30年4月から新しい信用保証制度がスタートします～



代表者個人も
新しく対象に！



事業承継

全国規模の
危機時



迅速に対応！



保証限度額を
大幅に拡充！



小規模
事業者

創業



保証限度額を
倍増！

「信用保証制度」とは、中小企業者の皆様が事業資金を借り入れるときに、全国の「信用保証協会」が、公的な保証人になることにより資金調達を容易にし、資金繰りの円滑化を図ることを目的とした制度です。

ライフステージに応じてきめ細かくご支援します!



創業者の皆様が手元資金なしで保証割合100%で受けられる融資の限度額を2倍に拡充します(1000万円→2000万円)。



小規模事業者の皆様が保証割合100%で受けられる融資の限度額を大幅に拡充します(1250万円→2000万円)。



事業承継を受けた経営者の方が、株式の取得等のために個人でも活用できる保証制度を創設します。



全国規模の危機時に迅速に対応します!



リーマンショックや東日本大震災のような全国規模の危機時に、通常の一般保証とは「別枠」で、迅速に保証割合100%の融資を受けられる制度を創設します。



過度に信用保証に依存することなく、一層の経営改善や生産性向上を進めていくための仕組みを整備します!

- 信用保証のない「プロパー融資」と信用保証付き融資を経営の実態に応じて適切に組み合わせ、信用保証協会と金融機関で柔軟な「リスク分担」を進めます。
- 業績の悪化している業種を対象とした「セーフティネット保証5号」の保証割合を、100%から80%に変更します。(「別枠」は維持します。)

問い合わせ先

お近くの信用保証協会または金融機関にお問い合わせください。
なお、各地の信用保証協会につきましては、下記 URL からご確認いただけます。

<http://www.zenshinoren.or.jp/others/nearest.html>



一般社団法人全国信用保証協会連合会

TEL:03-6823-1200 (平日 9:00-12:00,13:00-17:15)

FAX:03-3518-0390

中小企業庁 事業環境部 金融課

TEL:03-3501-2876 (平日 9:30-12:00,13:00-18:15)

FAX:03-3501-6861